

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

愛知県知事 殿

提出者

住所 愛知県半田市州の崎町2番地12

氏名 株式会社 鶴 弥 代表取締役社長 鶴見 哲  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0569-29-4693

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 鶴 弥 阿久比工場
事業場の所在地	愛知県知多郡阿久比町大字矢高字西の台1番地1
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21: 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	3,430百万円
③従業員数	91人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガラス・陶磁器くず: 中間処理業者に委託→破碎及び粉碎→シャット(瓦原料)として再資源化(瓦くず) 木くず: 中間処理業者に委託→破碎→燃料・原料チップとして再資源化 汚泥: 中間処理業者に委託→混練造粒→埋立 廃プラスチック類: 中間処理業者に委託→選別→燃料として再資源化 or 埋立 混合物: 中間処理業者に委託→選別→再資源化 or 埋立 鋳さい(有害): 中間処理業者に委託→無害化・コンクリート固化→埋立

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">管理本部担当責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">各工場</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>←廃棄物管理部門</p> <p>←部門長(工場長)が削減の指導や分別収集指導を行う</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;">           会議体            経営会議 (1回/月)         </div> </div>	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ※ 別紙の通り	
①現状	【前年度 (                      年度) 実績】
	産業廃棄物の種類
	排 出 量
	(これまでに実施した取組)
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	排 出 量
	(今後実施する予定の取組)
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・陶磁器くず、木くず、汚泥、廃プラスチック類、 廃油、金属くず、鋳さい(有害)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項      ※ 別紙の通り			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 別紙 (株)鶴 弥 阿久比工場

- 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (R4年度) 実績】							
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚 泥	木くず	廃プラスチック類	混合物 (蛍光灯)		
①現状	排出量	6,626.7 t	234.6 t	174.6 t	32.5 t	0.1 t	
	全処理委託量	6,626.7 t	234.6 t	174.6 t	32.5 t	0.1 t	
	優良指定処理業者 への処理委託量		234.6 t	47.9		0.1 t	
	再生利用業者への 処理委託量	6,553.7 t		174.6 t	25.3 t	0.1 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量						
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量						
<p>(これまでに実施した取組 (今後も継続する取組) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス・陶磁器くず (= 瓦くず) は、年度方針として歩留り向上活動を実施している。(会議体で活動を管理) (瓦くずは愛知県陶器瓦工業組合のシャモット工場にて粉碎し、シャモットとして粘土業者で配合、原料として再生利用している)</li> <li>・その他の廃棄物に関しては、分別の徹底を指導することで再生利用率を上げる。 (例えば、廃プラは分別を細分化し、PPバンド・ストレッチフィルムを再生利用)</li> <li>・汚泥 (= 石灰) は、設備のメンテナンス等の改善活動により、排出量減少。</li> <li>・ガラス・陶磁器くず (= 瓦くず) の廃棄処分量を毎月集計し、監視している。</li> </ul>							
【目 標】							
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚 泥	木くず	廃プラスチック類	混合物 (蛍光灯)		
②計画	排出量	6,295.4 t	222.9 t	165.9 t	30.9 t	0.1 t	
	全処理委託量	6,295.4 t	222.9 t	165.9 t	30.9 t	0.1 t	
	優良指定処理業者 への処理委託量		222.9 t	45.5 t		0.1 t	
	再生利用業者への 処理委託量	6,226.0 t		165.9 t	24.0 t	0.1 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量						
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量						
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス・陶磁器くず (= 瓦くず) は、歩留りの改善を方針として取り上げ 活動することで、引き続き排出量の削減に取り組む。</li> </ul>							